

薬物乱用は重大な犯罪です

海外では、大麻（マリファナ）、コカイン等の日本で規制されている薬物が安易に入手できる地域もあります。最近では、海外で初めて薬物を経験したという事例が増えています。

世界中で薬物乱用が深刻化している現在、各国とも薬物犯罪については厳罰をもって対処しており、違法薬物の所持・運搬等により、日本人が死刑判決を受けた例もあります。

意図せず薬物犯罪に巻き込まれた例

- 現地在住の日本人から、日本にいる友人宛の荷物を預かったが、その中から違法薬物が発見された。
 - お土産品として販売されていたクッキーやチョコレート等の中に、大麻成分が含まれていた。
- ※大麻の葉のイラストがある製品に注意しましょう。



違法薬物の「運び屋」となる
ケースが増えています!!
「知らなかった」ではすまされません!!



薬物犯罪に巻き込まれないために

麻薬等の違法薬物には絶対に手を出さないことはもちろんですが、軽はずみな行動にも注意が必要です。

自分を守るポイント

- 薬物の取引が行われやすい歓楽街などには極力近づかない。
- 興味本位で何か分からないものに手を出さない。
- 中身の分からない荷物を預からない。
- 信頼できる人以外自分の部屋に入れない。
- 自分に近づいてくる相手を冷静に見る習慣を付ける。

麻薬等のトラブルに巻き込まれた場合には、**至急**各国の日本大使館・総領事館・駐在員事務所、税関、警察に**連絡し、相談**してください。自分ひとりの安易な判断は、事態を更に悪化させ、トラブルを拡大させることになりかねません。

医療用麻薬及び向精神薬の携帯輸出・輸入

外国で処方された痛み止めが麻薬であることに気づかず日本に持ち帰ったところ、許可を受けていないため不法所持とされてしまったという事例があります。

自己の疾病治療の目的で、医療用麻薬を携帯して出国（携帯輸出）又は入国（携帯輸入）する場合には、事前に厚生労働大臣の許可を受ける必要があります。許可を受けずに携帯輸出・輸入すると不法所持になりますので御注意ください。

また、自己の疾病治療のための医療用麻薬が渡航先に持ち込めるかどうか、事前に渡航先国大使館や領事館等にお問い合わせください。

※詳細につきましては厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部にお問い合わせください。

植えてはいけないけしや大麻の種子について

最近、植えてはいけないけしや大麻の種子を海外で購入し、日本国内へ持ち込む方がいます。発芽する種子の国内への持ち込みは禁止されています。海外では、ワイルドフラワーの種の中に混ざって販売等されていることもありますので、御注意ください。



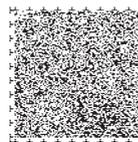
大麻の種子



植えてはいけないけし

※リーフレット作成に当たり、厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部及び公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの御協力を頂きました。

令和2年11月発行 東京都福祉保健局健康安全部薬務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
麻薬対策担当 ☎03(5320)4505
危険ドラッグ対策担当 ☎03(5320)4515
E-mail S0000607@section.metro.tokyo.jp



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和2年度 登録番号(2)231

海外旅行に行く
みなさんへ



麻薬、 大麻、 覚醒剤に 御注意!

旅先では心もゆるみがちになります。

「一度だけなら…」といった安易な考えが、楽しいはずの旅や、人生までも台無しにしてしまいます。薬物に関する正しい知識を身に付けて、楽しい旅行をしてください。

